

◆ 「小都市こどもの権利条例」の必要性について

- 「こどもまんなか社会」の基本的な考え方は「子どもの権利条約」にあり、「こどもも一人の人間として人権を有しており、権利の主体である」という考え方に基づき「こども基本法」が策定されました。
- この「こども基本法」では、「こどもを社会のまんなかに据え、子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益を実現する社会」=「こどもまんなか社会」を目指しています。
- 「子どもの権利条約」では4つの原則として、①生命・生存及び発達に対する権利、②子どもの最善の利益、③子どもの意見の尊重、④差別の禁止、が定められています。
- しかし、この「子どもの権利」が守られない状態として、増加する子どもの自殺、児童虐待やネグレクト、いじめや不登校、引きこもり、ヤングケアラーや生活困窮状態などがあり、子ども・若者の置かれている状況は依然厳しい状態にあります。
- このことを踏まえ、小都市においても、この「子どもの権利」に対する認識や考え方を、家庭や学校、地域とが一体になって市全体に広げていくことが重要であり、そのためには、小都市の子ども施策の基本的な理念や方向性となる「小都市子どもの権利条例(仮称)」の制定が必要だと考えたところです。

※(R7.4月現在) 子ども権利条例制定済みは全国81自治体

※福岡県8自治体(筑紫野市、糸島市、宗像市、田川市、那珂川市、筑前町、志免町、川崎町)

◆ 条例（案）の骨子について

1. 前文（条例の宣言にあたる部分）

小都市の子どもの権利に対する認識と今後の施策推進に向けた考え方を示したもの

2. 総則

第1条(目的)、第2条(言葉の意味)、第3条(基本となる考え方)

3. 子どもの権利の保障（守られるべき4つの権利）

第4条(安心して生きる権利)、第5条(守られる権利)、第6条(自分らしく育つ権利)、

第7条(意見を表し、参加する権利)

4. 市の責務と大人の役割

第8条(市の責務)、第9条(保護者の役割)、第10条(市民等の役割)、第11条(学校等関係者の役割)

5. 子どもの権利保障のための体制

第12条(子どもの権利を守るためにの体制)、第13条(委任)

※令和8年4月1日公布、令和8年7月1日施行